令和６年４月9日

保護者様

伊丹市教育委員会事務局　こども未来部
幼児教育保育室　幼児教育推進課

新型コロナウイルス感染症による「登園届」について

拝啓　入梅の候、保護者の皆さまにおかれましてはますますご壮健のことと存じます。

さて、幼稚園・こども園・保育所（園）は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場であるため、感染症が発生した場合は、感染拡大のリスクが高くなります。

令和５年５月８日付で、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更されました。「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」（文部科学省）が施行され、「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省）が改訂されました。これを受け、下記の通り対応をご依頼いたします。

【新型コロナウイルス感染症と診断された際の出席停止期間について】

・有症者の場合　・・・　発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過すること

※症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです

・無症者の場合　・・・　検体採取日を０日目として、５日を経過すること

【症状が軽快した後、登園を再開する際に必要なもの】

・登園届（保護者記載）

登園届につきましては、市ホームページよりダウンロードも可能です。

【その他】

ご家族の中で新型コロナウイルス感染症と診断された場合、お子さんは出席停止の対象となりません。ただし、発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合は、無理をせず自宅で休養をするようご協力ください。

キリトリ

登園届（保護者記入）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　保育所（園）・こども園・幼稚園

児童名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

病　名〔　新型コロナウイルス感染症　〕

令和＿＿年＿＿月＿＿日、医療機関＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断されました。

「発症した後、５日を経過し」かつ「症状が軽快した後１日経過していること」をみたし、児童の健康が回復したため、登園いたします。

【経過】

発症日　※無症状の場合は、診断日が発症日となります。

日にち	／	／	／	／	／	／	／	／	／
症状が軽快した日に○をする									

※症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。

保護者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

新型コロナウイルス感染症と診断された場合、下記の通りお休みとなります。

例

	発症	発症後、最低５日間は登園できません							
		１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目
日にち	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
症状が軽快した日に○をする		○	１日				登園可能		
日にち	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
症状が軽快した日に○をする							○	１日	登園可能

症状が軽快した１日を経過するまでは、登園できません